

湯河原町告示第56号

湯河原町妊婦のための支援給付事業実施要綱を次のように定める。

令和7年6月9日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町妊婦のための支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく妊婦のための支援給付を実施することについて、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び府令の例による。

(支給対象者)

第3条 妊婦のための支援給付は、妊婦支援給付金の支給とし、その対象者は、第5条の規定による申請時及び第6条の規定による届出時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する湯河原町（以下「町」という。）の住民基本台帳に登録されている者を対象とする。

(妊婦支援給付金の支給)

第4条 妊婦支援給付金のうち、妊婦支援給付金（1回目）については、次条の規定による妊婦給付認定後に5万円を、妊婦支援給付金（2回目）については、第6条の規定による届出により確認できた胎児の数に5万円を乗じた額を支給する。

2 次条の規定による認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から妊婦支援給付金の支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が町から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村か

ら支払を受けた額を控除した額とする。

- 3 妊婦支援給付金の支給は、妊婦給付認定者が指定する銀行その他金融機関の預金又は貯金口座への振込みの方法によるものとする。ただし、妊婦給付認定者から他の方法を希望する旨の申出があった場合であって、町長が当該申請に相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(支援給付資格者の認定)

第5条 妊婦支援給付金の支給を受けようとする者は、妊婦給付認定申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、医療機関で胎児の心拍が確認された日を起算日として2年以内に町長に提出し、妊婦支援給付金を受ける資格を有することについての認定を受けなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) 振込口座が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(胎児の数の届出)

第6条 妊婦給付認定者は、胎児の数の届出書兼請求書(様式第2号)(以下「届出書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、出産予定日の8週間前の日(妊娠が継続できず流産をした場合については、流産等をしたことが医療機関等において確認された日)を起算日として2年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) 振込口座が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(妊婦支援給付金の支給の決定等)

第7条 町長は、第5条に規定する申請又は前条に規定する届出があったときは、その内容を審査し、妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支給の可否を決定し、妊婦給付認定通知書(様式第3号)及び妊婦支援給付金支払通知書(様式第4号)により通知するものとする。なお、審査の結果、却下となった妊婦に対しては、妊婦給付認定申請却下通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請又は届出に不備があった場合等の取扱い)

第8条 町長が前条の規定による支給決定を行った後、申請書又は届出書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書又は届出書の補正が行われないときその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(妊婦支援給付金の返還)

第9条 町長は、妊婦支援給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、妊婦支援給付金の支給を取り消し、既に支給した妊婦支給給付金を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日以前に出産した妊婦は、湯河原町出産・子育て応援事業（出産・子育て応援交付金）実施要綱（令和5年湯河原町告示第7号。以下「旧要綱」という。）を適用する。
- 3 旧要綱第11条第2号の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

妊婦給付認定申請書兼請求書

湯河原町長 様

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

		届出日		年	月	日
フリガナ		生年 月日		年	月	日
氏 名						
電話番号						
住 所						

1. 申請者の情報

☐湯河原町妊娠届出書と同内容の時は、チェックし次の欄は記入不要

個 人 番 号										
居 住 地	(現住所と異なる場合のみ記載)									
妊 娠 届 出 日	年	月	日	妊 娠 月 数 ※						
妊 娠 届 出 日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)									

※妊娠月数は、既に出産又は流産をしている場合は、それらが確認された日を記載すること。

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

☐湯河原町妊娠届出書と同内容の時は、チェックし次の欄は記入不要

医療機関の名称	
---------	--

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。
※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認
することがあります。

☐ 既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市町村： _____ ）

☐ 希望しません。

4. 振込先口座

振込先の口座名義が分かる通帳等のコピーを添付して御提出ください。

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫・組合 農業協同組合	本店 支店・支所 出張所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	
	フリガナ		
	口座名義人 （ 妊 婦 ）		
	口座番号		

5. その他

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に湯河原町外に転出した場合には、湯河原町の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認し、又は共有することに同意します。

署 名 _____

署名日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

胎児の数の届出書兼請求書

湯河原町長 様

1. 届出者の情報

		届出日			年	月	日
フリガナ		生年 月日			年	月	日
氏名							
電話番号							
住所							

2. 胎児の数：_____人

3. 妊娠に関して診療を受けている、胎児の数の確認を受けた医療機関の情報
☐ 妊婦給付認定申請時（当町提出）と同内容の時は、チェックし次の欄は記入不要

医療機関の名称	
---------	--

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。

☐ 他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。
※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

5. 振込先口座

☐ 妊婦給付認定申請時（当町提出）と同内容の時は、チェックし次の欄は記入不要
振込先の口座名義が分かる通帳等のコピーを添付して御提出ください。

振込先	金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農業協同組合	本店 支店・支所 出張所
	預金種別	普通 ・ 当座	
	フリガナ		
	口座名義人		
	口座番号		

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

湯河原町長 印

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に湯河原町外に転出した場合は、転出日をもって当町の妊婦給付認定は自動的に取り消されます。

転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合は、転入先市町村で改めて妊婦給付認定の申請を行ってください。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

湯河原町長 印

妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

口座名義相違等があった場合は、支払日に支払ができないことがあります。

妊婦支援給付金（1回目）の支払通知後に湯河原町外に転出した場合は、支払は行われますが、当町での妊婦給付認定は、自動的に取り消されます。

妊婦支援給付金（2回目）を受けるためには、転入先市町村で改めて妊婦給付認定の申請を行ってください。

様式第5号（第7条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

湯河原町長 印

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった【妊婦給付認定兼給付金（1回目）、胎児の数の届出兼給付金（2回目）】の申請については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

却下した理由